# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事
	務重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑名市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

### 評価実施機関名

桑名市長

### 公表日

令和6年9月25日

[平成30年5月 様式3]

## 項目一覧

-	基本情報
II	特定個人情報ファイルの概要
(5	引添1) 特定個人情報ファイル記録項目
Ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
V	評価実施手続
	(別添2) 変更箇所

## l 基本情報

1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務			
②事務の内容	・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を 行う。			
③対象人数	<ul><li>選択肢&gt;</li><li>1) 1,000人以上</li><li>2) 1,000人以上1万人未満</li><li>[ 10万人以上30万人未満 ]</li><li>3) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上30万人未満</li></ul>			
2. 特定個人情報ファイルで	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム				
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)			
②システムの機能	・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会			
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ] 別務システム</li> <li>[ ] 税務システム</li> <li>[ ○] その他 (健康管理システム</li> </ul>			
システム2				
①システムの名称	健康管理システム			
②システムの機能	・予防接種に関する接種履歴の登録、照会 ・指定した検索条件に該当する住民情報のファイル出力			
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ○ ] 税務システム</li> <li>[ ○ ] その他 ( )</li> </ul>			

システム3		
①システムの名称		
②システムの機能		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内	連携システム
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存	住民基本台帳システム
の他のノステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務	システム
	[ ]その他 (	)

システム4					
①システムの名称	中間サーバー				
	①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために 利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。				
	②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。				
	③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。				
②システムの機能	④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報 照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。				
	⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。				
	<ul><li>⑥情報提供データベース管理機能</li><li>・特定個人情報(連携対象)を副本として保管・管理する。</li></ul>				
	⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。				
	<ul><li>⑧セキュリティ管理機能</li><li>・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。</li></ul>				
	⑨職員認証・権限管理機能				
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム       [○] 庁内連携システム         [○] 住民基本台帳ネットワークシステム       [○] 既存住民基本台帳システム         [○] 宛名システム等       [○] 税務システム				
	[ ]その他 ( )				

## 3. 特定個人情報ファイル名 接種記録ファイル 4. 個人番号の利用 ※ ・行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第1項及び別表14項 法令上の根拠 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録シ ステム (VRS) を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ①実施の有無 実施する ] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 第25、27~29項(情報照会)、第25、26項(情報 ②法令上の根拠 提供) 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署 保健福祉部 保健医療課 保健医療課長 ②所属長の役職名 7. 他の評価実施機関

### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

#### 1. 特定個人情報ファイル名 接種記録ファイル 2. 基本情報 <選択肢> システム用ファイル その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ [ システム用ファイル ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 ②対象となる本人の数 「 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 100万人以上1,000万人未淌 1,000万人以上 4) ③対象となる本人の範囲 ※ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業の対象者 その必要性 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に必要なため <選択肢> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ④記録される項目 10項目以上50項目未満 ・識別情報 [ 〇 ] 個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ ○ ]その他識別情報(内部番号) · 連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 · 業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [ ]地方税関係情報 [ ○ ]健康・医療関係情報 ] 医療保険関係情報 「 】児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 ſ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 〕災害関係情報 ] その他 ( ) 【個人番号、その他識別情報(内部番号)】 本人確認及び内部情報照会の索引とするために必要 【4情報・連絡先・その他住民票関係情報】 その妥当性 本人及び世帯情報の確認、本人への連絡に使用するため必要 【健康・医療関係情報】 接種履歴の管理のために必要 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 令和3年4月1日 ⑥事務担当部署 保健福祉部 保健医療課

3. 特定	官個人情	報の入手・伯	<b>吏用</b>	
			[ ○ ] 本人又は本人の代理人	
			[ ] 評価実施機関内の他部署 ( )	
			[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( )	
①入手元	*		[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 )	
			[ ]民間事業者 ( )	
			[ ]その他 ( )	
			[○]紙 [○]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ	ЕIJ
②入手方法			[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム	
			[ ○ ] その他 ( ワクチン接種記録システム ( V R S )	
③使用目	的 ※		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施及び接種対象者の管理のため	
		使用部署	保健福祉部 保健医療課	
④使用の主体 使用者数		使用者数	(選択肢>         10人以上50人未満       1) 10人未満       2) 10人以上50人未満         3) 50人以上100人未満       4) 100人以上500人未満         5) 500人以上1,000人未満       6) 1,000人以上	
⑤使用方法			<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使 る。	用す
$当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町$		当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市	区町	
⑥使用開始日			令和3年4月1日	

4. ‡	詩定個人情報ファイルの	り取扱いの委託
委託の有無 ※		[     委託する     ]     <選択肢>       1) 委託する     2) 委託しない       (     2) 件
委託事項		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		<選択肢>  [ 10人以上50人未満 ] 10人人上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事	事項2	健康管理システムの運用保守業務
①委託	内容	健康管理システムの運用保守業務
②委託先における取扱者数		<選択肢> [ 10人未満 ] 10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ 中部支社
再	④再委託の有無 ※	<選択肢 > [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・種	<b>多転(委託に伴うものを除く。)</b>
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている ( ) 件 [ ]移転を行っている ( ) 件
	[ 〇 ] 行っていない
提供先	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
<b>⑥</b> 提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
OK KIJIA	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	

移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲				
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )			
⑦時期・頻度				
6. 特定個人情報の保管・消	<b>有去</b>			
保管場所 ※	マワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・当該領域のデータは、暗号化処理をする。・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。・国本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととして			

### 7. 備考

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
- ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、laaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。

### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>
  - ・個人番号
  - ・宛名番号
  - ・自治体コード
  - ・接種券番号
  - ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
  - ・接種状況 (実施/未実施)
  - ・接種回
  - ・接種日
  - ・ワクチンメーカー
  - ・ロット番号
  - ・ワクチン種類(※)
  - ・製品名(※)
  - ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
  - ・証明書ID (※)
  - ・証明書発行年月日(※)
  - ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

#### リスク対策 Ш

### 1. 特定個人情報ファイル名

接種記録ファイル

#### 

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

①新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種 リスクに対する措置の内容 者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認 することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 1 [

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスで きるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手 ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・ワクチンの接種記録システム(VRS)における情報の紐づけは、コロナワクチンの接種記録に限定される。				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
リスク	2: 権限のない者(元	職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーサ	ぶ証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による 操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるのログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請 した者に限定して発行される。				
その他の措置の内容 < ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > システム上の操作の口グを取得しており、操作口グを確認できる。						
リスクへの対策は十分か						

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

①住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。

- ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
- ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
  - ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
  - ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
  - ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- ②特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
  - ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- ③ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

な使用等のリスク				
[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
・特定個人情報に係る秘密のの ・特定個人情報の安全管理と ・作業従事者に対して教育の ・特定個人情報の返還、廃棄又	R持 景任体制の型 実施 スは消去			
[ 再委託していない	]			
当市区町村、国、当該システム 用にあたっての確認事項(規 テム(VRS)に係る特定個人情 次の内容については、当該確認 ・特定個人情報ファイルの ・特定個人情報ファイルの ・特定個人情報の提供ルーム ・委託契約書中の特定個人 ・再委託先による特定個人 ・新型コロナウイルス感染	なの運用保 対 対 対 が 報の取頂に で 現扱い は が は は は は は は は は は は は は は	守事業者の三者の関係を規定することにより、当該確認を当該システムの運用保守をされている。新者の制限。 おいい いの取扱いに関する規定 いの適切な取扱いの確保 証明書電子交付機能におい	定した「ワクチ 認事項に基づき 事業者に委託す	、ワクチン接種記録シス ることとする。なお、
[  十分である	]	<選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている		分である
	・特定個人情報の目的外利用の・特定個人情報の目的外利用の・特定個人情報の目的外利用の・特定個人情報の好達を要する。・特定個人情報の取扱の取扱の取扱のでは、からの内容に応じて立力の内容にのいては、アイルの内容については、アイイルの・特定個人情報のでは、アイルルの・特定個人情報のでは、アイイルの・特定個人情報のでは、アイイルの・特定個人情報の提供ルート・の提供を受ける際の入手にの提供を受ける際の入手に	・特定個人情報の目的外利用の禁止・特定個人情報の目的外利用の禁止・特定個人情報に係る秘密の保持・特定個人情報の安全管理と責任体制の整・作業従事者に対して教育の実施・特定個人情報の取扱いの状況の点検の多・必要に応じて立入調査等  「再委託していない」 「再委託していない」 「再委託していない」 「再委託していない」 「本のでは、当該を認事項(規約)」に同意をよる特定個人情報ファイルの取扱いの取扱いの内容については、当該確認事項に規定・特定個人情報ファイルの取扱いのの内容については、当該確認事項に規定・特定個人情報ファイルの取扱いの記・特定個人情報ファイルの取扱いの記・特定個人情報ファイルの取扱いの記・特定個人情報ファイルの取扱いの表話契約書中の特定個人情報ファイ・再委託先による特定個人情報ファイ・新型コロナウイルス感染症予防接種の提供を受ける際の入手に係る保護技	・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報の保持 ・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備 ・作業従事者に対して教育の実施 ・特定個人情報の返還、廃棄又は消去 ・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施 ・必要に応じて立入調査等  「再委託していない」 1 特に力を入れて行っていない  <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加的 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規 用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認 テム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守 次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの閲切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能においの提供を受ける際の入手に係る保護措置  「選択肢> 1)特に力を入れている	・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報の保持 ・特定個人情報の安全管理と責任体制の整備 ・作業従事者に対して教育の実施 ・特定個人情報の取扱いの状況の点検の実施 ・必要に応じて立入調査等  「再委託していない」 1)特に力を入れて行っている 2)十元のでででは、当該を記されていない 3)十分に行っていない 4)再記 4) 第2 4 5 5 5 5 6 5 6 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6

5. 特定個人情報の提供・移転	运 (委託や <u>情報提供ネットワ</u>	ークシステム <u>を</u>	÷通じた提供を除く <u>。</u> )	[〇]提供・	移転しない_
リスク: 不正な提供・移転を	が行われるリスク				
寺定個人情報の提供・移転に 関するルール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	,\
ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
寺定個人情報の提供・移転( う措置	委託や情報提供ネットワーク?	/ステムを通じ	た提供を除く。)におけるそ	の他のリスク及びその	のリスクに対す
<b>6. 情報提供ネットワーク</b>	システムとの接続		[ ]接続しない(入	手) [ ]接続し	ない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	<b>うわれるリスク</b>				
リスクに対する措置の内容	の発行と照会内容の照会許 提供ネットワークシステム 号法上認められた情報連携 応している。 ・中間サーバーの職員認証 ウトを実施した職員、時刻 ライン連携を抑止する仕組 (※1)情報提供ネットワー 能。	より、 情報 明 所 所 所 所 所 ら 情 報 照 管 内 っ っ 、 を を を を を を を を た っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ	はネットワークシステムに情報 (※2)との照合を情報提供 中可証を受領してから情報照金 でする機能を備えており、目 を(※3)では、ログイン時の 記録が実施されるため、不適り	供ネットワークシステ会を実施することにな 目的外提供やセキュリ の職員認証の他に、ロ のな接続端末の操作や 会及び照会した情報の	ムに求め、情報 る。つまり、番 ティリスクに対 グイン・ログア 、不適切なオン 受領を行う機
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れている</li></ul>	2) 十分である	

リスク	2: 不正な提供が行われ	ιδリスク				
リスク	に対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。				
リスク	への対策は十分か	(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。  (選択肢> 1) 特に力を入れている  2) 十分である				
		3)課題が残されている				
	特定個人情報の保管・ジ	との接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <b>8 去</b>				
	: 特定個人情報の漏え					
①事故 知	発生時手順の策定・周	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関す る重大事故が発生したか		[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
	その内容					
	再発防止策の内容					
		<ワクチン接種記録システムにおける措置> 「物理的対策」 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。				
その他の措置の内容		【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セ				

キュリティ対束のための統一基準群に準拠した開発・連用かされており、情報セキュリティの国際規格を取 得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求 める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿 及び盗聴防止の対応をしている。 <選択肢> 1 [ 十分である リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

O. 监 <b>其</b>						
実施の有無	[ 〇 ] 自己点検	[	] 内部監査	[ ]外部監査		
9. 従業者に対する教育・	9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]		: 大れて行っている 2)十分に行っている 示っていない		
具体的な方法	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	通信技術 引用にる	析(IT)総合戦略 あたっての確認事	室)から発出された「新型コロナウイルス 項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)		

#### 10. その他のリスク対策

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての

確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、 第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先	総務部 総務課 511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地 0594-24-1131				
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への不 記載等					
2. 特定個人情報ファイルの	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	保健福祉部 保健医療課 511-8601 三重県桑名市中央町二丁目37番地 0594-24-1208				
②対応方法	電話による対応を受け付ける。				

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和6年9月25日				
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる (任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない (任意に重点項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】				
①方法					
②実施日・期間					
③主な意見の内容					
3. 第三者点検 【任意】					
①実施日					
②方法					
③結果					

#### (別添2)変更箇所

変更日	2)変更箇所 <sub>項目</sub>	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月22日	I -2-システム-②システムの機 能	計6項目	「新型コロナウイルス感染症予防証明書のコンビ ニ交付の実施」を追記	事後	
令和4年7月22日	-3-②入手方法-その他	_	「コンピニエンスストア等のキオスク端末及び証 明書交付センターシステム」を追記	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ-4-委託事項	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交 付機能を含む	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交 付機能及びコンピニ交付関連機能を含む	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ-4-①委託内容	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交 付機能を含む	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交 付機能及びコンビニ交付関連機能を含む	事後	
令和4年7月22日	-6-保管場所	_	「(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンピニ交付)」以下追記	事後	
令和4年7月22日	III-2-リスクに対する措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能)	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能、コンピニ交付)	事後	
令和4年7月22日	III-2-特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	_	「(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付)」以下追記	事後	
令和4年7月22日	Ⅲ-4-その他の措置の内容	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交 付機能を含む	新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交 付機能及びコンビニ交付関連機能を含む	事後	
令和4年7月22日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	_	「(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付)」以下追記	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ-3-⑤-情報の突合	転出先市区町村から個人番号を入手	他市区町村から個人番号を入手	事後	
令和4年7月22日	Ⅱ (別添1)	接種回(1回目/2回目)	接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	事後	
令和4年7月22日	-2-リスクに対する措置の内容②	転出先市区町村からの個人番号の入手	他市区町村からの個人番号の入手	事後	
令和4年7月22日	-2-リスクに対する措置の内容②	転出先市区町村から個人番号を入手	他市区町村から個人番号を入手	事後	
令和4年7月22日	III-2-リスクに対する措置の内 容②	転出先市区町村において	他市区町村において	事後	
令和4年7月22日	①実施日	令和4年2月15日	令和4年7月22日	事後	
令和5年8月22日	Ⅱ (別添1)	接種回(1回目/2回目/3回目/4回目)	接種回	事後	
令和5年8月22日	V-1 ①実施日	令和4年7月22日	令和5年8月22日	事後	
令和6年9月25日	Ⅰ-1-②事務の内容	・ワクチン接種記録システム (VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	削除	事後	
令和6年9月25日	I-2-システム-②システムの機能	・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電 子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコ ンピニ交付の実施	削除	事後	
令和6年9月25日	I -2-システム2-②システムの 機能	・接種券の発行	削除	事後	
令和6年9月25日	I -2-システム3-①、②、③	団体内統合宛名システム(以下省略)	削除	事後	
令和6年9月25日	I-3-4法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を認識するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第9条第1項及び別表第一(10の項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め る命令第10条	・行政手続における特定の個人を認識するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う。)第9条第1項及び別表第14項 ・削除	事後	

令和6年9月25日	Ⅰ-3-5-②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、 16の3の項 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、 17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下、「別表第二省令」という。) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第 12条の2、第12条の2の2 (別表第二省令における情報照会の根拠) 第 12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2		事後	
令和6年9月25日	I -3-6-①部署	保健福祉部 コロナワクチン接種課	保健福祉部 保健医療課	事後	
	I -3-6-①所属長の役職	コロナワクチン接種課長	保健医療課長	事後	
	Ⅱ-2-⑥事務担当部署	保健福祉部 コロナワクチン接種課	保健福祉部 保健医療課	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ-3-②入手方法-その他	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能を含む。)、コンピニエンスストア等の キオスク端末及び証明書交付センターシステム	削除	事後	
令和6年9月25日	II -3-④使用の主体-使用部署	保健福祉部 コロナワクチン接種課	保健福祉部 保健医療課	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ -3-⑤使用方法	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。		事後	
令和6年9月25日	-4-委託事項	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を 用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事 務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を	事後	
令和6年9月25日	Ⅱ-4委託事項-①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム (VRS) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事 務に関するワクチン接種記録システム (VRS)を	事後	
令和6年9月25日	II -5提供・移転の有無	[○]提供を行っている( 1)件 [ ]行っていない	[ ]提供を行っている( )件 [○]行っていない 以下Ⅱ-5削除	事後	
令和6年9月25日	Ⅲ-2リスクに対する措置の内容	<m型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ③ 転入者本人からの個人番号の入手以下省略 ②他市区町村からの個人番号の入手以下省略 ③転出元市区町村からの接種記録の入手以下省略 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手以下省略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)以下省略</m型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>	き、本人確認書類を確認することで、対象者以外 の情報の入手を防止する。	事後	
令和6年9月25日	Ⅲ-2特定個人情報の入手(情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。)におけるそ の他のリスク及びそのリスクに 対する措置	以下省略	削除	事後	

令和6年9月25日	Ⅲ-3リスク1-リスクに対する 措置の内容		・ワクチンの接種記録システム (VRS) における 情報の紐づけは、コロナワクチンの接種記録に限 定される。	事後	
令和6年9月25日	Ⅲ-4その他の措置の内容	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、	事後	
令和6年9月25日	III-5特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワーク システムを通じた提供を除 く。)	[]提供・移転しない	[○] 提供・移転しない 以下Ⅲ-5削除	事後	
令和6年9月25日	Ⅲ-7-その他の措置の内容	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能) 以下省略 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子 交付機能) 以下省略	削除	事後	
令和6年9月25日	IV-2-①連絡先	保健福祉部 コロナワクチン接種課	保健福祉部 保健医療課	事後	
令和6年9月25日	V-1 ①実施日	令和5年8月22日	令和6年9月25日	事後	